厚生委員会資料

令和７年１月２０日

福祉部高齢者福祉課

　　　 高齢者地域支援課

品川区立八潮在宅サービスセンターおよび品川区立八潮わかくさ荘ほか６施設の

指定管理者候補者の公募について

１．趣旨

　　品川区立八潮在宅サービスセンター、大井在宅サービスセンター、大崎在宅サービスセンター、小山在宅サービスセンターおよび月見橋在宅サービスセンターは、在宅の介護等を要する高齢者または心身に障害のある者に対する福祉の増進を図るため、通所介護、認知症対応型通所介護等の各サービスを提供している。

　　品川区立八潮わかくさ荘、東品川わかくさ荘および大井倉田わかくさ荘は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、その生活の安定と福祉の増進を図るための高齢者住宅として設置されている。

　　これらの施設は、地方自治法の改正を受け平成１８年４月１日以来指定管理者制度を導入し、期間満了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって「当初の運営期間終了後、連続して１０年」を経過する（※）ことから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

　　　※前回の指定期間満了時が「当初の運営期間終了後、連続して１０年」であったが、その時点では改定前の基本方針に基づき、非公募での選定を実施したため、現指定期間の満了時点で同要件に該当するものとして公募を実施する。

２．指定管理者が管理を行う施設の概要

（１）名称

　　①品川区立八潮在宅サービスセンター、品川区立八潮わかくさ荘

　　②品川区立大井在宅サービスセンター、品川区立大井倉田わかくさ荘

　　③品川区立大崎在宅サービスセンター

　　④品川区立小山在宅サービスセンター

　　⑤品川区立月見橋在宅サービスセンター

　　⑥品川区立東品川わかくさ荘

（２）所在地

　　①八潮五丁目１０番２７号

　　②大井四丁目１４番８号

　　③大崎二丁目１１番１号

　　④小山七丁目１４番１８号

　　⑤南大井三丁目７番１０号

　　⑥東品川三丁目１番５号

（３）現指定管理期間　令和３年４月１日～令和８年３月３１日（５年間）

（４）新指定管理期間　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）

３．指定管理者が行う業務

【在宅サービスセンター】

（１）品川区立在宅サービスセンター条例第３条（※）に規定するサービスの提供に関すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※ | ①通所介護 | 八潮・大井・大崎 |
|  | ②地域密着型通所介護 | 月見橋 |
|  | ③認知症対応型通所介護・④介護予防認知症対応型通所介護 | 大井・大崎・小山・月見橋 |
|  | ⑤第１号通所事業 | 八潮・大井・大崎・月見橋 |

（２）施設および設備の維持および修繕に関すること

（３）施設および設備の使用に関すること

（４）利用料金の徴収に関すること

【高齢者住宅】

（１）高齢者住宅の保全、修繕および改良に関すること。

（２）使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関すること。

（３）管理人の業務

４．指定管理者候補者の選定

（１）選定方法

　　　公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

　　　なお、２．（１）①・②の各施設は、一体的な運営を行うため、それぞれ

　　一つの案件として選定作業を実施する。

（２）選定委員会の設置

　　　候補者の選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会等を設置する。

（３）選定基準

　　指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

　　　①　利用者および使用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること

　　　②　公の施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること

　　　③　公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること

　　　④　公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること

５．今後の予定

　　令和７年　　３・４月　公募要項の公表

　　　　　　　　　　　　　説明会の開催

　　　　　　　　５・６月　指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会

　　　　　　　　　　　　　開催、選定

　　　　　　　　　１０月　指定管理者の指定議案提出、議決

　　令和８年　　　　３月　指定管理業務の協定締結

　　　　　　　　　　４月　指定管理業務開始